

大学における教員養成の理念

- (1) 学院立学の精神に立脚した教職実践力を体し、グローバル化する社会の新しい要請に応えるとともに日本国憲法・教育基本法・学校教育法等に規定されている教育理念とそのシステムを実践的に支え、次代を担う子ども達にその自立へ向けて“自他ともに学びあい・生かしあう力”を育むことのできる学校・保育所等の教員・保育士の養成を社会的使命として遂行し、人・家庭・社会に貢献できる人材を育成する。
- (2) 学院立学の精神に立脚した教職実践力とは、“高い知性”と“善美な情操”と“高雅な徳性”とを兼ね備え、これらの資質・能力を幼児・児童・生徒等に対して、それぞれの学校教育段階において創造的に育むことのできる教員としての実践力である。
- (3) 上記(1)(2)に示す本学教員養成の理念の具現化へ向けて、学院立学の精神はじめ教育綱領・教育目標・教育推進宣言について理解を深めるとともに、人材育成方針「MUKOGAWA COMPASS」に基づいて、自立した教員を送り出すべく、女子総合学院の特質を生かし、“未来を担う子ども達の主体性・論理性・実行力を培う”教員の養成を「一貫して」推進する。その実質的具現化のため、これらの養成に携わる全教職員は、一致団結して改革・改善に取り組む。